

大分県証探偵事務所／興信所 利用規約

第1条（調査内容等）

調査対象者、調査内容、調査料金等、調査報告については、調査委任契約書記載のとおりとする。

第2条（調査の範囲）

乙は、前条に定める調査を、法令を遵守し、法令で許容された範囲内でのみ行うものとし、甲は、法令違反を伴う調査を、乙に求めないことを誓約する。

第3条（調査期間中の留意事項）

甲は、調査委任契約書で定める調査期間内においては、調査対象者に、本件調査がなされていることを覚知されないよう努めなければならない。

第4条（情報源の取り扱い）

乙は、本件調査の過程で得られた情報の情報源・情報資料・情報取得方法等につき、情報提供者の保護その他諸般の事情を考慮し、甲に対し、開示しないことができる。

第5条（調査の中止等）

- 以下の各号に定める事由が生じた場合、乙は調査に着手せず、または調査を中止することができる。
 - 甲が、調査料金及び調査実費の支払いを遅延したとき
 - 調査対象者に本調査の存在が覚知されたとき
 - 社会情勢、交通情勢、地理的条件、調査対象者あるいはその周辺人物の属性、警戒の状況その他これに類する事情により、乙が調査を行うことが著しく困難又は調査を行うことにより乙に危険が生じると認められるとき
 - 甲が、調査結果を、犯罪、ストーカー、付きまとい、盗聴・盗撮、名誉棄損、社会的差別、情報の転売その他これに類する不法行為又は違法行為に利用する目的を有していると判明したとき
 - 甲が第11条の定め違反していることが判明したとき
 - その他、調査を行うことが相当でないと認められる事情が判明又は生じた場合
- 前項の場合には、乙は、すみやかに甲にその旨を通知しなければならない。
- 第1項に定める事由が生じ、以後、調査を継続することができない又は調査を継続することが不当である場合、乙は、乙に対する何らの催告も要することなく、本件調査契約を解除することができる。

第6条（依頼者からの解除）

甲は、第1条に定める調査が終了するまでの間、いつでも、本調査委任契約を解除することができる。

第7条（解除の場合の調査料金等の処理及び損害賠償）

- 甲及び乙は、本調査委任契約にもとづく調査が、契約の解除または中止等により途中で終了したときは、甲・乙協議の上、乙の調査の進捗程度に応じて、調査料金の全部もしくは一部の返還または支払いを行うものとする。
ただし、第5条1項各号に定める事由により調査を中止し解除がなされた場合（②、③、⑥に定める事由の場合には、甲に帰責事由がある場合に限る。）及び第6条に基づく解除がなされた場合には、原則として、甲は、調査料金等のすべてを乙に支払わなければならない、かつ、乙に生じた一切の損害を賠償しなければならない。
- 甲は、本調査委任契約にもとづく調査が、契約の解除または中止等により途中で終了したときであっても、第4条に定める調査実費の支払義務を免れることはできない。
- 第5条1項②に定める事由により調査を中止した場合で、かつ、当該事由の発生につき乙に帰責事由がある場合には、乙は、調査料金のすべてを甲に返還するとともに、違約金（損害賠償の予定）として、調査料金相当額を甲に支払わなければならない。
- 前項に定める違約金を受領した場合、甲は、次条に定める報告を除き、以後、乙に対し、名義の如何を問わず、金銭その他一切の請求を行わないものとする。

第8条（解除等の場合における報告）

本調査委任契約にもとづく調査が、契約の解除または中止等により途中で終了したときであっても、甲より求められた場合には、乙は、その時点までの調査の結果を、書面で、甲に報告しなければならない。

第9条（守秘義務）

- 甲及び乙は、本件調査依頼に関する事項及び本件調査報告事項の一切を、絶対に、第三者に開示・漏洩しないこととする。
- 甲が、本件調査依頼に関する事項及び本件調査報告事項を第三者に開示・漏洩したことにより、乙又は第三者に発生した損害は、甲の過失の有無を問わず、すべて甲が責任を負う。

第10条（保管）

- 本調査依頼にあたり提供された資料、本調査報告書の控え等一切の資料の保管期間は、法令に別途定める場合を除き、1ヶ月とする。
- 乙は、当該期間経過後、速やかに、本件調査に関する一切の資料の廃棄処分を行う。
- 前項に定める廃棄処分を行うにあたり、乙は、前条1項の定め最大限配慮しなければならない。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、各自、相手方に対し、次の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 調査報告及び調査料金等の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 甲又乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反した行為をした場合

3 甲は、乙に対し、自ら又は第三者をして本件調査結果を反社会的勢力の活動の用に供しないことを確約する。

4 乙は、甲が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

5 第 2 項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、違約金（損害賠償額の予定）として調査料金の 2 倍に相当する金額を支払うものとする。

6 第 2 項又は第 4 項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第 12 条（特約）

本委任契約につき、甲及び乙は、次のとおり、特約に合意した。

甲と乙は、特約事項が上記の調査金契約書及び本書記載の契約内容に優先するものであり、上記契約内容は特約に反する限りにおいてその効力を有さないことを相互に確認する。

【特約事項】

以 上